

在宅介護 オアシス支援事業

くわしくは 高齢福祉課 高齢福祉係 ☎(21)5100

みませんか。

利用できる方

①65歳以上で介護の認定を受けていない高齢者および障がい者で次のようなことに該当する方

○日中、家族の勤務などによって、一人で家にいる。

○季節の話題や地域の伝承、料理など、いろいろな話題で会話を楽しみたい。

○健康の維持・増進のため、活動がしたい。

○新しい活動にチャレンジしたい。

②親の冠婚葬祭などで、一時的に保護が必要な乳幼児や児童

活動内容

○文化活動(書道・手芸・マジック・カラオケ・大正琴・踊り)

在宅介護オアシス支援施設一覧

施設名	所在地	電話番号	休所日
よろこびの里	町谷414-1	21-9101	土・日
あかね	森友1578	21-4300	土・日
せがわ	瀬川1163-2	22-0310	土・日
毎日クリスマス	佐下部305	21-7030	土・日
ひなたぼっこ	木和田島1373-231	26-1117	木・日
もみの木	大桑町1161-2	21-9118	月・木
あおぞら	今市1659-180	23-0677	土・日
グループこぼやし	小林4046-1	26-8140	土・日
ほほえみ	瀬尾528-8	22-9008	土・日
杉並	板橋941-17	26-6940	土・日
野の花	板橋2306-1	27-3920	土・日
足尾みんなの家	足尾町赤倉3-11	93-0711	土・日
はじめのいっぽ	所野1541-2371	090-3216-9509	土・日

※各施設とも原則、祝日、盆、年末年始は休所となります。

施設利用者の声

「野の花」を利用している、伴イエ子さん(板橋)に感想を聞きました。

7年前から週1、2回通っています。とても楽しく、のんびりと過ごしています。よい友達ができ、活性化されて若返ります。これからもずっと通っていきたくです。



野の花での活動の様子

申込方法

利用したい施設へ直接申し込む。

利用料

高齢者・障がい者：1日1、200円程度
乳幼児・児童：1時間単位で設定(金額は施設によって異なります)

法定後見制度と任意後見制度

成年後見制度には、家庭裁判所が判断能力の不十分な方の後見人を選任する「法定後見」と、本人が将来の判断能力低下に備えて、誰に、どのような支援をしようかをあらかじめ契約により決めておく「任意後見」があります。

◆法定後見制度

法定後見制度は、後見・保佐・補助の3つに分かれており、判断能力の程度など、本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

後見

判断能力が欠けている状態の方が対象。

保佐

判断能力が著しく不十分な方が対象。

補助

判断能力が不十分な方が対象。

成年後見人や保佐人、補助人は、本人の利益を考慮し、本人に代わって契約などの法律行為や、本人の同意していない不利益な法律行為の取り消し、財産管理を行います。なお、この制度の申し立ては、本

利用にはこんな場合が考えられます

★財産管理の例

○親が死亡した知的障がい者が、相続や預貯金などの管理に困っている。

○認知症高齢者の預貯金を、親族が勝手に使ってしまう。

○認知症の方が、訪問販売などの悪徳商法の被害に繰り返し遭ってしまつた。

★介護に関する契約などの例

○認知症の一人暮らしの高齢者で、福祉サービスの利用契約が必要である。

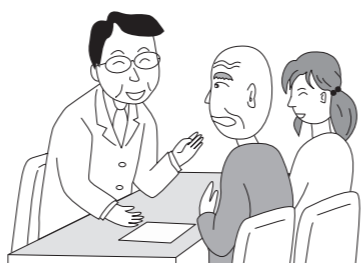
成年後見制度を利用するための手続きや必要な書類などについて、あらかじめ相談することができます。詳しくは、左記にお問い合わせください。

相談窓口

- 高齢福祉課 高齢福祉係 ☎(21)5100
- 地域包括支援センター ☎(21)2137
- 藤原・栗山地域包括支援センター ☎(76)3333
- 生活福祉課 障がい福祉係 ☎(21)5174
- 市社会福祉協議会 ☎(21)2759

民間専門相談機関

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部 ☎028(62)9420



ご存じですか?

成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がいなどによって物事を判断する能力が不十分な方に対して、代理権などを与えられた後見人が、本人の意思を尊重しつつ、本人の心身の状態や生活状況を考慮しながら、本人を保護し、支援する制度です。

